

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和5年10月 1日 至 令和6年 9月30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 尚文会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市郡山町2064番地3

(3) 設立認可年月日 平成 1年 8月31日

(4) 設立登記年月日 平成 1年 9月 7日

## (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
理 事		
監 事		

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病 床数
診療所	竹内歯科	4630137109	鹿児島県鹿児島市郡山町2 064番地3	

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年11月23日 令和4年度決算の決定

## (9) その他

令和5年12月31日 グループホーム竹山苑を事業譲渡により売却し当該事業を終了

様式 2

法人名 医療法人 尚文会  
 所在地 鹿児島市郡山町 2 0 6 4 - 3

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和 6年 9月30日現在)

1. 資 産 額 99,901 千円  
 2. 負 債 額 17,917 千円  
 3. 純 資 産 額 81,983 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	47,196
B 固 定 資 産	52,705
C 資 産 合 計 (A + B)	99,901
D 負 債 合 計	17,917
E 純 資 産 (C - D)	81,983

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 尚文会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市郡山町2064-3

貸借対照表

(令和6年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	47,196	I 流動負債	7,655
II 固定資産	52,705	II 固定負債	10,262
1 有形固定資産	10,619	負債合計	17,917
2 無形固定資産	224	純資産の部	
3 その他の資産	41,860	科目	金額
		I 出資金	5,000
		II 積立金	76,983
		純資産合計	81,983
資産合計	99,901	負債・純資産合計	99,901



法人名 医療法人 尚文会  
 所在地 鹿児島市郡山町2-6-4 番地3

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員		■	■	資金貸借	1,154	長期役員貸付金	33,039
役員		■	■ 不動産の賃借	賃借料の支払い	3,397		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 尚文会  
理事長 竹内 隆丸 殿

私は、医療法人尚文会の令和5年会計年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年11月28日  
医療法人 尚文会  
監事 押井 啓一

